

# 三国中学校生徒心得

令和5年度版



## 坂井市立三国中学校

〒913-0043

福井県坂井市三国町錦一丁目7番3号

TEL 0776(82)1177

HP <http://www.mikuni-j.ed.jp/>

1年	組	番	
2年	組	番	
3年	組	番	氏名

# 正 強 美

我等の信条  
正しく 強く 美しく

## 我等の綱領

- |         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 【4月】希望  | 【5月】礼儀  | 【6月】順法  |
| 【7月】健康  | 【8月】平和  | 【9月】自由  |
| 【10月】個性 | 【11月】勤労 | 【12月】真実 |
| 【1月】公共心 | 【2月】友情  | 【3月】郷土愛 |

## 教育目標

- 【み】自ら考え行動し、真理と正義を愛する生徒の育成
- 【く】苦難を乗り越え、心身ともに健全な生徒の育成
- 【に】人間性豊かで、友愛・共同・奉仕の精神にあふれる生徒の育成

## 生徒重点目標 3本柱

### ◎ 挨拶

- いつでも なんどでも どこでも だれにでも
- 大きな声で、元気よく、さわやかに
- 名前を呼ばれたら、大きな返事

### ◎ 無言清掃

- 教室待機から終わりのあいさつまで、無言で活動
- 時間いっぱい活動
- 無言清掃を通して、自分の心を磨く  
我慢の心 気づきの心 思いやりの心 感謝の心

### ◎ 時間

- 2分前行動
- チャイムと同時に授業がスタート
- 開始時間・終了時間をしっかり守る（準備と片付けを素早くする）

# 三国中学校 一日の学校生活の流れ

日 課	行 動	それぞれの注意点
登 校	交通ルールを守って登校する ・自転車には、鍵をかける	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルメットをかぶり、あごひもをしっかりとめる。</li> <li>・並進や蛇行運転をしない。</li> <li>・学校近辺の坂道（下り坂）は、自転車に乗車せずに押して歩く。</li> <li>・道路が狭いので、白線よりはみ出さないで歩く。 （学校前の坂道は、学校側を歩く。） （学校裏の坂道は、歩道を歩く。）</li> </ul>
入 室	★8時00分までに生徒玄関通過 （8時05分開始の活動に間に合うように登校する。）  ・登校後は教室に入り、宿題を提出し朝活動の準備をする ★準備ができたなら、朝活動開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教室に入ったら、教科書類はすべて自分の机の中か、ロッカーの中に移し替える。机の横には何もかかっていない状態にする。サブバックは、ろう下にかける。</li> <li>・提出物（チャレンジ学習ノート、やりとり帳など）を提出する。</li> <li>・リュックは、教室のロッカーに入れる。</li> </ul>
朝活動	8時05分から朝活動開始  8：20のチャイムで終了	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間いっぱい集中して活動をする。</li> <li>・月・水・金：読書</li> <li>・火・木：学習</li> <li>・私語や宿題などはしない。</li> <li>・時間中は自分の教室から出ない。</li> <li>・テストの日は学習を行っても良い。</li> </ul>
学 活	【例】日直が司会進行する ①朝のあいさつ（男子学級委員） 「おはようございます」 ②健康観察（保健委員） ③係、委員会からの連絡 ④本日の予定 ⑤担任の先生からの話 ⑥1限目の授業の準備をする	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担任の先生がいなくても、8：20のチャイムで、朝活動を終了し、学活を始める。</li> <li>・保健委員は、健康観察表にて体調のチェックを行う。</li> <li>・連絡のある人は、前に出て行く。</li> </ul>
休み時間	★休み時間は、準備・移動の時間 （遊ぶための時間ではない。） ・教室移動があるときは素早く準備し、移動する。 ★先生方やお客さんに出会ったときは、自分からあいさつ 2限目までは、 「おはようございます」 2限目終了後からは、 「こんにちは」 ★2分前行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女子学級委員は、 「出欠カード」を学年主任の先生に提出する。</li> <li>・保健委員は、健康観察表を保健室に届ける。</li> <li>・次の授業の準備をしてから休み時間にする。</li> <li>・体育など着替えが必要なときには遅れないように、素早く着替える。</li> <li>・教室移動の際は、机の上には荷物を置かない。</li> <li>・他クラスへ入らない、入れない。</li> </ul>
授 業	★チャイムと同時に授業スタート あいさつ（男子学級委員号令） 「お願いします」  ・静かに、真剣に、忘れ物なし ・大きな返事・起立して発表  あいさつ（女子学級委員号令） 「ありがとうございました」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業の最初と最後は椅子を入れ起立して挨拶する。</li> <li>・授業は、制服で受ける。</li> <li>・元気よくあいさつをする。</li> <li>・発表や発言をするときは、手を挙げる。指名されたら大きな返事をして起立する。</li> <li>・宿題や準備物を忘れたら、事前に教科の先生に伝える</li> <li>・授業が終わったら、教科係の人は次の時間の内容や宿題、準備物を聞く。</li> <li>・黒板をきれいに消し、次の授業に備える。</li> </ul>

給食	<ul style="list-style-type: none"> <li>必ず手を洗う。</li> <li>はしを用意する。</li> <li>素早く準備に取りかかる。</li> <li>★12時45分までに合掌 給食委員「いただきます」</li> <li>1時 5分から後始末</li> <li>1時10分に合掌 給食委員「ごちそうさまでした」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>班ごとに机をきちんと合わせる。(通常)</li> <li>机を前に向けて静かに準備する。(コロナ対応)</li> <li>運搬係は、すぐにコンテナ室に取りに行く。</li> <li>配膳係はエプロン、マスク、三角巾、手袋を必ず着用する。</li> <li>手洗い・トイレ後は、すぐに教室に入る。(12時40分入室完了)</li> <li>終了5分前までは、席を立たない。</li> <li>後始末をしっかりとる。</li> </ul>
昼休み	<ul style="list-style-type: none"> <li>給食の後片づけ、5限目の準備をしてから、昼休み</li> <li>5分前のチャイムで教室に戻る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教室を出るときは、制服姿で移動する。</li> <li>体育館では、制服を脱いで活動してもよい。</li> <li>ろうか等で大きな声で騒がない。</li> </ul>
清掃	<ul style="list-style-type: none"> <li>6限目(月曜は5限目)終了後机を下げる。(椅子は机の上)</li> <li>音楽①着替え・椅子上げ・机下げ</li> <li>音楽②素早く静かに移動</li> <li>音楽③黙想 無言清掃スタート</li> <li>音楽④後始末→次の日の準備</li> <li>水捨て・水くみ・用具整頓</li> <li>チャイム後、 班長「ありがとうございました」</li> <li>★あいさつまで、無言清掃</li> <li>清掃終了後、ホワイトボードに明日の予定や宿題を記入する。 (日直、教科係)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>係の仕事やトイレを済ませ教室に入る。</li> <li>男子服装：上着を脱いでロッカーまたは廊下にかける</li> <li>女子服装：ネクタイをとり、スカートを脱ぎロッカーに入れる。 (男女とも体操服・セータートレーナー等での清掃可)</li> <li>椅子の上には、何も置かない。</li> <li>教室内で座り、静かに待つ。</li> <li>無言清掃の流れ</li> <li>★移動後 そうきん、ほうき、バケツ等を用意する。 体育座りで目を閉じ、心を落ち着かせる。</li> <li>★清掃中 無言で清掃する。 時間いっぱい行う。 終了1分前の音楽④で、後始末をする。</li> <li>★清掃後 後始末(水捨て・水くみ等)して、整列 静かに待ち、チャイムであいさつ</li> <li>清掃帰りに職員室前のボックスの中のを教室に運ぶ。(係)</li> <li>配布物を分ける(係)</li> </ul>
学活	<ul style="list-style-type: none"> <li>黙想</li> <li>【例】当番が司会進行する</li> <li>①明日の連絡</li> <li>②係、委員会からの連絡</li> <li>③傘の返却</li> <li>④1分間スピーチ</li> <li>⑤担任の先生からの話</li> <li>⑥帰りのあいさつ (女子学級委員)「さようなら」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>背筋を伸ばして目を閉じ、1日を振り返る。</li> <li>司会者は、「やりとり帳」を広げているかを確認してから始める。</li> <li>司会者は、次の日の1～6限目の教科名を読み上げ、教科係が連絡内容を伝達する。</li> <li>連絡のある人は、前に行く。</li> <li>必要なものは、必ず持ち帰る。</li> <li>当番活動をしてから、部活動に行く。</li> </ul>
部活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>すぐに移動</li> <li>それぞれの活動場所で行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>着替えは基本的に活動場所で</li> <li>前期：6時00分活動終了→6時15分までに下校</li> <li>後期：5時40分活動終了→6時00分までに下校</li> </ul>
下校	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通ルールを守って下校する</li> <li>★家庭学習時間は、学年+1時間を目標とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヘルメットをかぶり、あごひもをしっかりとめる。</li> <li>並進や蛇行運転をしない。</li> <li>学校近辺の坂道は、自転車に乗車せずに押して歩く。</li> <li>道路が狭いので、白線よりはみ出さないで歩く。 (学校裏の坂道は、歩道を歩く。)</li> <li>迎えは所定の場所(学校の周りは禁止)</li> <li>帰りに買い食いをしない。(コンビニ禁止)</li> <li>友達の家立ち寄りしない。</li> <li>まっすぐに帰宅する。</li> </ul>

# 三国中学校 生徒心得

学校は「学習の場・学びの場」であり、それにふさわしい身なりができるように心掛け、持ち物も学習に必要なものであるふさわしい物を持つように各自が判断する

(おしゃれは学校に持ち込まない)

## 身なり

本校の制服着用時のきまりは、社会に出たときに必要な着こなしを学び、自分自身で考え行動できる人になるためのものです。身なりに関して気がかりなことは、学校に相談する。

## 「服装規定」

### 男女共通

- ・上衣、ズボン、スカートは、変形加工していないものを正しく着用する。
- ・制服は、自分の体のサイズにあったものを着用する。
- ・手袋・マフラーは、登下校のみの着用とする。
- ・ソックスの色は白・黒・紺とし、極端に短いものや、長いものは着用しない。  
(ワンポイント可・ライン不可)

### 男子

制服・・町内学生服取扱店で販売されている黒色の詰襟、標準規格学生服  
上記以外の店で販売されたものであっても、同規格のものについては  
学校の許可を得て着用してもよい。

【上衣】 (冬季) ・名札は規定のものをポケットの芯の部分の下に  
黒糸でとじつける。

※新式名札は胸ポケットにつける (入学後に2枚配布)

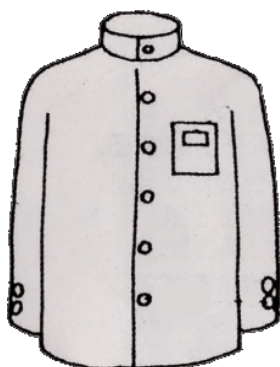
・校章入り袖ボタン 左右各2個

・校章入り前ボタン 5個

※各種ボタンは学校でも販売しています。

◎制服の下は、白カッターシャツまたは白開襟シャツ

◎カッターシャツの下はインナーシャツを着用し、透けない色、はみ出さない形とする。



冬季は制服、セーラー服の下にセーターやトレーナー等を着用してもよい。ただし、フードのあるパーカーや、襟、裾、袖からはみ出すものは認めない

色は白、黒、紺、グレー、茶、ベージュ系。

(夏季) ・白カッターシャツまたは白開襟シャツ (半袖可)

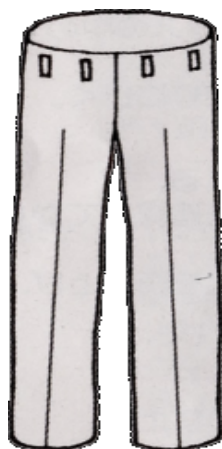
・規定の名札を、白糸でとじつける。

※新式名札は胸ポケットにつける

・長袖シャツは、腕まくりをしてもよい

(きれいに3回折り曲げる)

◎カッターシャツの下はインナーシャツを着用し、透けない色、はみ出さない形とする。



【ズボン】 ・ストレートであること

・タックは不可

・ウエストに合ったサイズ (余裕は拳一つ分)

・ズボン丈はくるぶしがかくれる長さ

・裾の折り返しはしない。

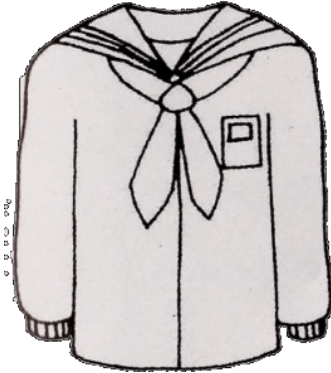
・ベルトは、黒・紺・茶・グレーの単色で、ベルト通しの幅に合うもので、飾りがないもの。

## 女子

制服・・・町内学生服取扱店で販売されている紺色セーラー服

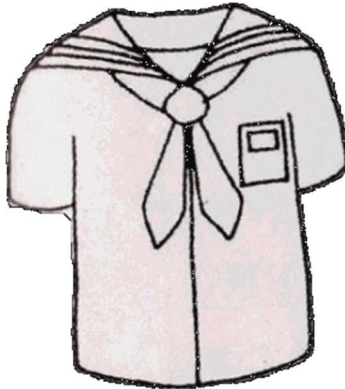
### 【上衣】

- (冬季)
- ・紺色セーラー服
  - ・白線3本(襟、袖口、ポケット)
  - ・胸当ては線なし
  - ・ネクタイは白色
  - ・規定の名札を、ポケットの白線の下黒糸でとじつける。  
※新式名札は胸ポケットに着ける(入学後に2枚配布)
- ◎上着丈はうつむいても下着が見えない程度の長さ。  
◎セーラー服の下は、インナーシャツを着用し、透けない色  
・はみ出さない形とする。  
◎ネクタイは三角部分を折って縫っておく。



冬季は制服、セーラー服の下にセーターやトレーナー等を着用してもよい。ただし、フードのあるパーカーや、襟、裾、袖からはみ出すものは認めない。

色は白、黒、紺、グレー、茶、ベージュ系。



- (夏季)
- ・白色のセーラー服(半袖も可)
  - ・白線3本(襟、袖口)
  - ・胸当ては線なし
  - ・ネクタイは水色
  - ・規定の名札を、白糸でとじつける。  
※新式名札は胸ポケットにつける
  - ・長袖シャツは、腕まくりをしてもよい。  
(きれいに3回折り曲げる)
- ◎セーラー服の下は、インナーシャツを着用し、透けない色  
・はみ出さない形とする。

### 【スカート】・紺色のひだスカート

- ・ひざが隠れる程度(立ち膝で立ってスカートの裾が床につく)の長さ  
(成長を考慮し、やや長めが望ましい。)
- ・ストッキング・タイツ等は、黒色またはベージュ

※男女の制服・セーラー服・ズボン・スカートの着用について心配なことがあれば、保護者を通じて学校に連絡をする。

## 制服の上に着るコート・ジャンパー等

- ①冬季のオーバー・コートは、華美でないものとする。  
(ウインドブレーカー・フリース生地・ダウン生地でもよい)
- ②オーバー・コートの長さは、おしりがかくれる程度とする。
- ③毛皮・レザー・合皮製などは着用しない。
- ④部活動で購入したウインドブレーカーやベンチコート等は着用を認める。  
ただし、ベンチコートを着用しての自転車通学は認めない。(安全上の問題)

## 冬季用制服の着こなし方

### ①授業中（教室・特別教室内） 休み時間（教室内） 給食時（教室内）

男子

・冬服または、白カッターシャツ

※暑いと感じるときは、制服等の下のセーター等をぬぐ。さらに暑いと感じるときは、制服の上を脱いで、白カッターシャツになる。

女子

・冬服 ※ネクタイを後ろから見えないようにする。

※腕まくりはしない。

※給食時はネクタイをとってもよい。（汚れ防止のため）

### ②休み時間（教室外） 教室移動（廊下等） 集会時

・制服・セーラー服を脱いでセーター等の姿で過ごさない。

### ③体育の授業

男子 ・体操服 ※セーター等は脱ぐ。シャツ出し×

女子 ・体操服 ※セーター等・ストッキングは脱ぐ。シャツ出し×

### ④昼休みの体育館

・体育館では上着を脱いでセーター等の姿で活動しても構わない。

※体育館を出るときには、正しい服装にする。

### ⑤清掃時

男子 ・冬服の上を脱いだ姿。または、体操服

※上着は教室で脱ぐ ※セーター等の姿を認める。

女子 ・スカートとネクタイをとった姿。または、体操服

セーター等をセーラー服・体操服の下から出さない。

（ストッキング・タイツは認める。）

※腕まくりをしてもよい。 ※セーター等の姿を認める。

### ⑥帰りの学活時

・授業中に準ずる。（※部活動の姿は×）

### ⑦下校時

・部活動参加者は、部活動時の服装で下校してよい。

★まとめると、男子→制服もしくはカッターシャツ（名札がついている）  
清掃時と昼休みの体育館はセーター等の姿でも良い

女子→セーラー服  
清掃時と昼休みの体育館はセーター等の姿でも良い

## 頭髪

- ・学習や運動を妨げない髪型とする。（極端に変形された髪型にはしない。）
- ・頭髪は「清潔感」のある形に整える。
- ・脱色・染色は禁止とする。
- ・ワックスなどの整髪料をつけない。
- ・まゆ毛は、自然な状態とする。
- ・パーマ等は禁止する。

（頭髪に関して心配なことがあれば、学校に連絡をする。）

### 【髪をまとめる場合の生徒会申し合わせ事項】

- ・髪を結ぶ場合は、つむじより下とする。
- ・結んだ髪をお団子にまとめる場合は、1つままでとする。
- ・お団子にまとめる場合には、ピンなどは使わない。
- ・授業が始まってからは、髪の手をまとめない。
- ・自転車登校中は、ヘルメットがかぶれないようなとめかたにはしない。
- ・前髪をとめる場合は、黒のピンでとめる。

## 通学用履き物

- ・通学靴は、革靴・ローファー（黒・茶）またはズック・スニーカー（白・黒・茶・紺・グレー・ベージュをベース）とする。ひもの色もこれに準じる。
- ・冬季は、長靴・ブーツ（黒・茶）またはスノトレ（色はズックに準じる）でもよい。
- ・おしゃれを重視しているものは禁止とする。
- ・革靴・ローファー・ブーツは模様がなく、極端にかかとが高く（低く）ないもの
- ・履き物のスリッパ履き（かかと部分をつぶして履く）をしない。
- ・バスケットシューズなど足のくるぶしが隠れるもの（ハイカット）は履かない。
- ・足の甲が大きくあらわれて見えるものやサンダル形式は履かない。

## 通学用リュック

- ・大きめのスポーツ系リュック（通学リュック）に学習用具や体操服を入れて登校する。  
（大きさの目安は17リットル以上とする）
- ・通学リュックの色は白、黒、紺、茶、グレー系をベースとする。
- ・通学リュックは、雨等で濡れると中身も濡れてしまう布製のものや、小さくて学習道具が入りきらないものは使用しない。
- ・通学リュックに交通安全用キーホルダー（反射材）をつけること。防犯ブザー以外のキーホルダーなどはつけない。（お守りなどはリュックの中に入れておく。）

## サブバック

- ・通学リュックに入らないものは、実用的なサブバッグを各自で用意し、それに入れる。
- ・サブバックの色に規定はありません。
- ・サブバックの形状は自由とするが、チャックやひも付きのものとする。
- ・紙袋・ビニール袋はサブバックとして使用しない。

## 通学について

- ・登下校の際には、特に交通規則を遵守するとともに、公共交通機関利用のマナーを守り、安全に気をつける。
- ・事故・事件防止のため、努めて2人以上で登下校する。
- ・自転車通学について
  - 自転車通学許可区域（三国中学校区全域）
  - 自転車通学を希望する生徒は、入学後、登録手続きをして許可を受ける。
  - 雨天時は雨ガッパを使用する。（指定はないが、反射材がついたものを着用）
  - 凍結時や積雪時は、安全上の理由で自転車通学を禁止する。
  - 自転車通学は、許可制とする。交通規則違反や学校規定違反を繰り返す場合は、自転車通学許可を取り消す場合がある。



## 登下校の送迎について

- 自家用車での送迎は極力控え、スクールバス等を利用する。  
やむをえず自家用車で送迎してもらう場合は、登下校時の生徒の安全確保のために、三国駅裏駐車場・龍翔館付近・三国体育館駐車場とする。

**生徒の安全確保と周辺の渋滞緩和のために、お家の方の送迎の車は、中学校前の坂道まで乗り入れないようにする。※上記の3カ所以外では乗降しない。**

## 色の規定の確認

		黒	茶	紺	グレー	パープル	白
通学用の履き物	①革靴・ローファー	○	○				
	②スック・スニーカー・スノトレ(積雪時) ※ベースの色 ※ひもの色も同様	○	○	○	○	○	○
	③ブーツ(雨天時) ※単色	○	○				
通学用リュック ※ベースの色		○	○	○	○		○
セーター・トレーナー・ベスト等 ※単色		○	○	○	○	○	○
男子のベルト※単色		○	○	○	○		
女子のストッキング(防寒用)		○				○	
男子タイツ※単色		○		○	○	○	○
くつ下(ワンポイント可 ライン不可)		○		○			○
女子の髪の毛のゴム		○	○	○			

## 部活動

- ・部活動には、全員加入を原則(学校外活動も可)とする。新1年生は4月のオリエンテーション後、部活動見学を2日程度、仮入部期間を3日程度とり、5月に正式に入部とする。

- |                                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○運動部(11)<br/>軟式野球部 サッカー部 ソフトボール部(女) ソフトテニス部(男・女)<br/>陸上部 バレーボール部(男・女) バスケットボール部(男・女)<br/>バドミントン部(男・女) 卓球部 柔道部 剣道部</p> <p>○文化部(4)<br/>美術部 科学部 郷土芸能部 吹奏楽部</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## その他

- ・欠席、遅刻、忌引き、早退の場合は、必ず保護者の方に G o o g l e フォームもしくは、電話連絡を 8 時までにしてもらう。
- ・登校後は、原則として外出を認めない。途中外出・早退等の必要があるときは、「やりとり帳」、G o o g l e フォームもしくは、電話連絡を利用して担任の先生に伝える。
- ・すべての所持品に、必ず記名をする。  
(通学リュック・通学靴・傘・制服・体操服・学習用品・ズック等)
- ・金銭は、購買利用費や学校集金以外は持ってこない。  
(電話はテレフォンカード、電車通学は回数券等を利用する。)
- ・学習や学校生活に不必要・不適切なものは持ってこない。  
(携帯電話・スマートフォン・デジタルオーディオプレーヤー・お菓子・時計・カメラ・雑誌・CD・遊技カード・化粧品類 等)
- ・学生証は、毎日持参する。
- ・スクールバス利用生徒は、乗車証を持参し、乗車の際は必ず運転手に提示する。
- ・外出の際は、用件・行き先・同伴者・帰宅時間を保護者に伝える。
- ・生徒だけで、飲食店に出入りしない。(ファーストフード店を除く)
- ・次のことは、保護者または責任ある成人同行とする。
  - ・外泊
  - ・夜間外出(夏季 19:00 以降、冬季 18:00 以降)
  - ・ボウリング場
  - ・旅行
  - ・キャンプ
  - ・夜釣り
  - ・カラオケボックス・ゲームセンター、ゲームコーナー等
  - ・バーベキュー
  - ・三国町外へのサイクリング
- ・アルバイトは、原則として禁止する。やむを得ず行かう場合は、学校所定の用紙を保護者が提出し、学校長の許可を得る。
- ・J R などの学生割引証が必要な場合については、担任の先生に申し出て所定の手続きをとり、発行してもらう。
- ・事故発生ときは、すぐに担任の先生または学校に連絡する。  
三国中学校 0776-82-1177 学校携帯 080-3209-2670
- ・金品の貸し借りや物品の売買は、トラブル防止のためにしない。
- ・公共施設を利用する場合は、管理者の許可を得、使用後は責任をもって後始末をする。
- ・ネット上でむやみに個人情報を入力しない、友達の悪口を書き込まない、知らないアドレスから来たメールを開かない・返信しないなど、ネット利用の基本ルール・マナーをしっかり守り P T A から出されている「to22 宣言」や生徒会が作成した「SNS」を守る。

### ☆ t o 2 2 宣言 ☆

「22 時以降はネットにつながる通信機器を使わない(生徒)使わせない(保護者)」

平成 26 年 1 月 1 日に三国中学校 P T A より出された宣言

### ☆ SNS ☆ (三中 ネットワーク 宣言)

☆ 22 時以降、ネットに繋がる通信機器を使わない。

☆ SNS で写真や動画を使用する際は、写っている人の許可を得る。

☆ 自分が書かれて嫌なことや、会って言えないことは送信・投稿しない。

平成 30 年に生徒会が、t o 2 2 宣言をレベルアップさせて、生徒に向けて出された宣言

# 交通安全に関する通学上の注意

- 1 交通ルールの遵守  
自転車通学生はヘルメット着用（あごひもをしっかりしめる）  
並進・蛇行運転・無灯火・二人乗り・坂道乗車・信号無視・一時不停止はしない。
  - 2 決められた通学路を守る。
  - 3 登校後、決められた場所に自転車を整理してとめる。
  - 4 雨天時には雨ガッパを着用する。
  - 5 路面に積雪があるときや路面が凍結しているときは自転車に乗らない。
  - 6 交差点や踏切の渡り方を身につける。（飛び出しや信号無視は絶対しない。また、踏切や横断歩道では自転車から降り、一旦停止して左右の確認をし、引いて渡る。）
  - 7 自転車には鍵をかける。
  - 8 鍵には名前を書いた札等を付ける。ヘルメットは教室に持っていき、ロッカーに入れるか、廊下のフックにかける。
  - 9 自転車前部の泥よけに名前を書く。許可シールは後部の泥よけに貼る。
  - 10 自転車は常に整備しておく。（アップハンドル等禁止）
  - 11 交通ルール違反者は自転車通学を一定期間禁止する。
- ★ 学校前の坂道は道路が狭いので、白線からはみ出さないように通行する。  
徒歩は学校側を通行する。

特に注意してほしいポイント

- ① 新保橋から西小学校前道路  
車道が狭いので、絶対に並進しない。
- ② 龍翔館から運動公園「コインランドリー」までの道路  
成田山側の歩道を通行する。自転車も歩行者を優先しながら歩道を利用する。



# 学習のルール

- |   |                            |
|---|----------------------------|
| 1 | ベル前席（2分前）                  |
| 2 | 発表のルール<br>（挙手・返事・起立・大きな声で） |
| 3 | 学習のめあてを持った授業への参加           |
| 4 | わかりやすいノートづくり               |
| 5 | 確実な授業準備                    |

## 学習のルールの具体的内容

- 2分前行動
  - チャイム2分前には着席
    - ・席に着いたら教科書・ノートを開いて静かに学習し、先生を待つ。
- 発表のルール（挙手・返事・起立・大きな声で）
  - 授業中の発表は、「しっかり挙手する」「大きな声で返事する」「起立して発表する」
  - 発表をしっかりと聞くために、「話を聞く態度」を守る。
    - ・クラス全員が積極的に発表に取り組む。
    - ・手を挙げてから発表する。
    - ・大きな声で返事をして立って発表
    - ・正しい言葉遣いで発表する。
    - ・発表者を見ながら発表を聞く。
- 学習のめあてを持った授業への参加
  - ・学習の目標を持って授業を受ける。
  - ・基礎・基本の定着を目指す。
  - ・自分の学習内容を振り返りながら学習に取り組む。
  - ・私語をしない。
  - ・居眠り、立ち歩きをしない。
- わかりやすいノートづくり
  - ・黒板の内容を確実にノートに視写する。
  - ・先生の話をよく聞いて、大切なこともノートに書く。
- 確実な授業準備
  - ・授業の準備物など忘れたら、チャイムが鳴る前に先生に報告する。
  - ・宿題は確実に締め切りを守って提出する。
  - ・教科書・教具の貸し借りは行わない。

## 学校生活に関すること

- ①内ズックで通行できる外の範囲・・・校舎外に出るときは外履きに履き替える。
- ②登下校時について・・・・・・・・・・○不要なお金を持ってこず、買い食いをしない。  
○寄り道をしない。特別な用事がある時は担任まで申しでる。
- ③保健室の利用の仕方・・・・・・・・・・無断で保健室へ行かない。  
○体調が悪くなった生徒は、保健室へ行き、所定の用紙をもらう。  
その用紙を担任・教科担任へ持って行く。ケガ等の緊急の場合はこの限りではないが、必ず他の生徒が職員室に連絡しに行く。  
○体調不良で**休息する時間は1 授業時間までを原則**とし、それでも回復しない場合は、早退する等の処置をとる。  
○入室は本人のみとし、付き添いはしない。
- ④スプーンの借り方・・・・・・・・・・職員室にスプーンが用意されている。  
担任の先生に報告してから、職員室にいる学年の先生に「スプーンを貸してください。」と言って借りる。  
※自分のはしを必ず持ってくる。（特に月曜日は忘れやすい）  
※割り箸は使用しない。
- ⑤挨拶・・・・・・・・・・先生やお客様に対して、自分から大きい声で挨拶をする。
- ⑥遅刻登校・・・・・・・・・・まず職員室の先生に、登校したことを報告する。  
「遅刻者カード」を記入し、教室へ行き、「遅刻者カード」を教科担任の先生に提出する。
- ⑦遅刻・欠席連絡・・・・・・・・・・遅刻や欠席の連絡は、8：00までに確実に保護者に連絡してもらおう。
- ⑧職員室等の入室・・・・・・・・・・用事のある生徒のみ入室し、入退室時のあいさつをはっきり言う。  
※カバンやコート類は職員室前廊下に置いてから入室する。

## 持ち物に関すること

携帯電話・スマートフォン等．．．．．持ち込まない。

水筒 . . . . . 中身は、お茶かスポーツ飲料。ジュース類は認めない。ペットボトルでもよいが、カバーをつけて使用し、必ず持ち帰る。

くし、鏡 . . . . . 持ってきても構わないが、使う時と場所を考える。  
授業中に使ったり、休み時間になるといつも使ったりしているようではダメ。体育の後など身だしなみを整えるときに使うようにする。基本的に胸ポケットにはハンカチ以外は入れない。

制汗スプレー . . . . . わきがなどの対策としては認める。（無香料のもの）担任に申し出てから使用すること。制汗シートは使用しない。※汗をかいたときは、タオル等を使用する。

日焼けどめ . . . . . 自宅で使用する。肌が荒れるなどの症状を担任に申し出た生徒は、学校での使用を認める。無色、無香料のもの。ファンデーション等は一切認めない。部活動で使用する場合は、顧問の指導のもとで使用する。

リップクリーム . . . . . 唇が荒れるなどの症状を担任に申し出てきた生徒は、学校での使用を認める。ただし、無色であること。甘い香料等を含むものやリップグロス等は認めない。

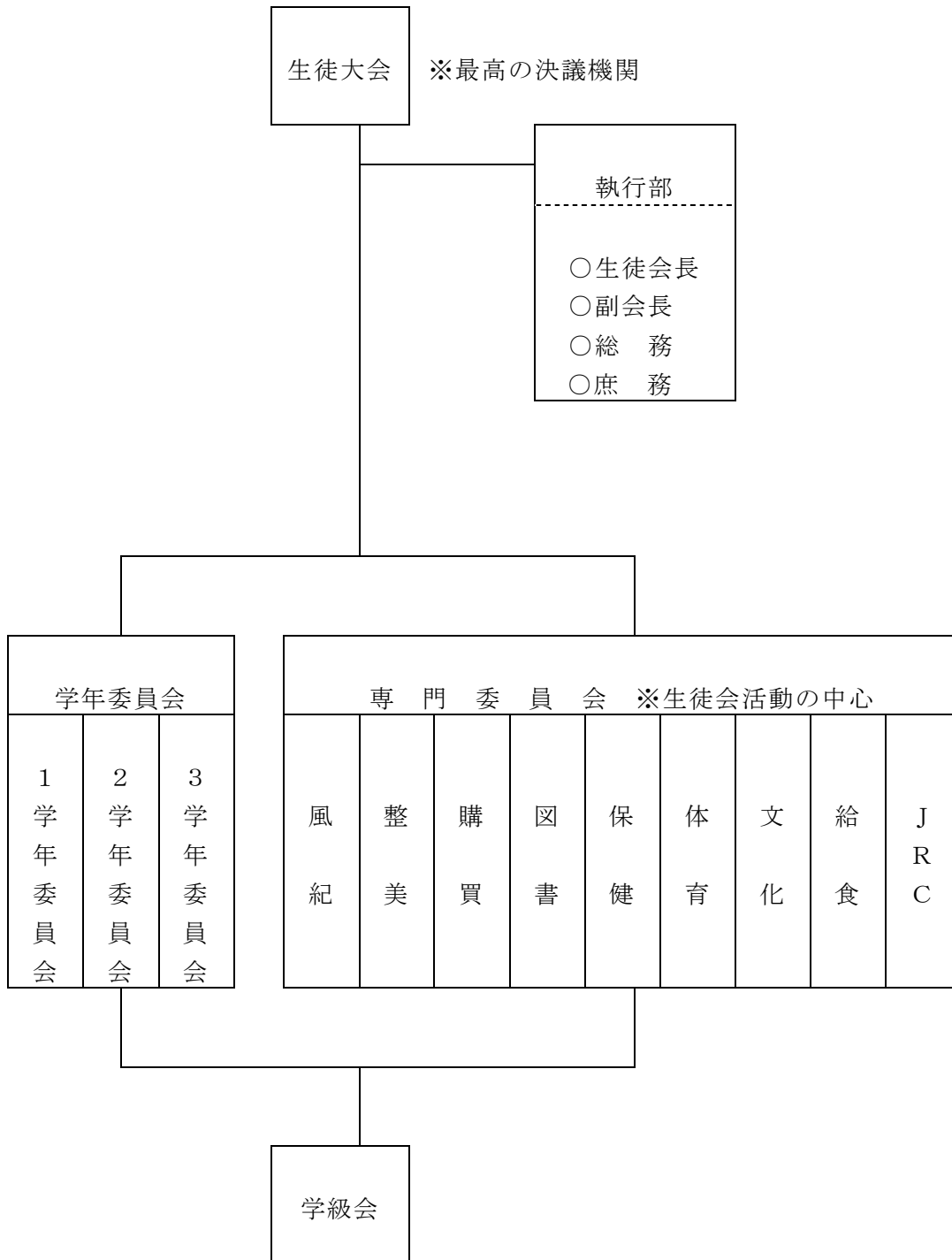
ハンドクリーム . . . . . 肌が荒れるなどの症状を担任に申し出てきた生徒は、学校での使用を認める。無色、無香料のものとする。ファンデーション等は一切認めない。

時計 . . . . . 学校に持ってこない。通学途中の時間など気になることはあるかもしれないが、時間に余裕をもって登校する。

携帯カイロ . . . . . 持ってきても構わないが、使用後は家に持ち帰り、処分する。

# 三国中学校 生徒会組織図

生徒が教師の適切な助言のもとに、生徒会組織を通して学校における生活の充実、改善、向上を図り、自発性や自治性を醸成することをねらいとする。



# 三国中学校 生徒会憲章

本 則

第1章 総 則      第2章 役員と選挙      第3章 組 織  
第4章 会 議      第5章 会 計      第6章 そ の 他

附 則

1. 選挙準則      2. 選挙管理委員会規定

## 第1章 総 則

- 第1条 この会は三国中学校生徒会と呼ぶ。
- 第2条 この会は三国中学校生徒全員を会員とする。
- 第3条 この会は会員が自主的にいろいろな自治活動を行うことにより、校訓「正しく、強く、美しく」を実践することを目的とする。
- 第4条 この会の権利の範囲は次のようである。
1. この会の憲章と役員を選任は、校長の承認を受けなければならない。
  2. この会は学校側から出された問題については、必ず討議しなければならない。
  3. この会は校長が命じた生徒会指導主任と、各部の顧問教師の指導を受ける。
  4. この会で決議したことがらは、全部、指導主任または各部顧問教師を通し、教頭、校長が認めた場合、効力を表す。なお活動を行ったならば、同じ手続きで校長に報告しなければならない。
  5. この会の会員は定められた範囲の権利と同時に、次の様な責任と義務がある。  
① 第3条に示された目的を完全に果たす。  
② 学校教育の方針に対して、全力を尽くして協力する。
- 第5条 この会の目的を果たすために次の様な生徒会活動を行う。
1. 生徒大会      2. 学年委員会      3. 各委員会
  4. 学級会      5. 生徒集会      6. その他目的達成に必要なこと

## 第2章 役員と選挙

第1節 役 員

- 第6条 この会には次の様な役員を置く。
- 生徒会長      1名      副会長      男女各1名  
総務      各学年2名（前期：2・3年、後期：1・2年）      庶務      若干名  
各専門委員長      9名
- 第7条 役員のうち、生徒会長、副会長、総務は立候補制であり全校生徒によって選ばれる。執行部役員は会長が指名する。各委員長は立候補を基本とし、会長の承認を受ける。
- 第8条 役員の仕事は次の通りである。
1. 会長はこの会を代表し、決議されたことを行なう最高の責任者であって、全生徒会活動を監督指導する。
  2. 副会長は会長を助け、会長に事故のあるときはその代わりを務める。
  3. 総務は生徒会の記録の整理を掌る。また、記録と帳簿の整理保管を直接すると共に会議に参加する。
  4. 総務は会計事務にあたり、生徒会会計担当教員とともに帳簿の管理を行い、会議に参加する。
  5. 各委員会の委員長はそれぞれの仕事を遂行する。副委員長、書記は委員長を助け、帳簿の整理や記録をする。
- 第9条 役員の仕事は二期制として、4月から9月、10月から3月までとする。再選されてもよい。
- 第10条 役員に欠員が出たときは、第7条を用いて補う。補われた役員の仕事は残りの期間とする。

第2節 選 挙

- 第11条 全校選挙の仕事は、選挙管理委員会が行う。
- 第12条 この会の会員は、誰でも生徒会の役員に立候補したり選ばれたりすることができる。
- 第13条 この会の会員は、別に決められたものの外、全員選挙権を持つ。
- 第14条 この会の役員に対する解職請求は全会員の3分の1以上が適当でないと認めて署名した名簿を選挙管理委員会に提出し、当委員会が受理したときに成立する。当委員会は成立と同時に、可否の投票を行うことを公示し、10日以内に請求の可否を問う投票を行わねばならない。この投票で3分の2以上の賛成を得れば、その役員は解職される。ただし校長の許可を必要とする。なお、この請求の発議はそれぞれの役員が仕事についてから2ヶ月以上経った後にしなくてはならない。



第 15 条 この会の役員で、第 3 条の目的に反した行いがある、校長が適当でないと認めたときは、その任務を解かれる。

第 16 条 その他選挙についての細かい事は、附則選挙準則に従う。

### 第 3 章 組 織

#### 第 1 節 機 関

第 17 条 この会は次の機関を置く。

1. 学級会
2. 各委員会
3. 生徒大会・学年委員会
4. 生徒集会
5. 専門委員長会

#### 第 2 節 学級会

第 18 条 学級は、それぞれの学級名をつけて呼ぶ。

第 19 条 学級会は、生徒会の基礎であって学級の生徒全員で作る。

第 20 条 各学級は次の委員を選ぶ。

男子委員長 1 名、女子委員長 1 名、風紀、整美、図書、保健、体育、文化、給食、J R C の各委員会男女各 1 名。購買 1 名。なお、男子・女子委員長は学年委員・選挙管理委員を兼ねる。

以上の各委員は、学級会で選挙によって決める。

第 21 条 学級の男子委員長、女子委員長は学級の中心となり、その活動について全部の責任を持つ。

第 22 条 学級により選出された委員は、学年委員会の中心となる。

第 23 条 学級の各役員の任期は、4 月から 9 月、10 月から 3 月までの二期とする。

第 24 条 学級会は次のことがらを行い、この会発展の基となる。

1. 学級のいろいろな活動と計画の協議と実践。
2. 学年委員会に出す議題を決める。
3. 生徒会で決まったことがらを実行し、反省する。

第 25 条 学級会は必要に応じ、自由に開くことができる。ただし、学級担任の出席を求めなければならない。

#### 第 3 節 委員会

第 26 条 この会には次の 9 委員会を置く。それぞれの委員会は常に生徒会活動の中心となり、この発展に努力しなければならない。

1. 風紀
2. 整美
3. 購買
4. 図書
5. 保健
6. 体育
7. 文化
8. 給食
9. J R C

第 27 条 各委員会は各学級男女 1 名の委員をもって構成し、委員長 1 名、副委員長 1 名、書記 1 名を選ぶ。

第 28 条 風紀委員会は次の任務を遂行する。

1. 秩序の維持
2. 校内の安全と災害の予防
3. 自転車通学生の車体検査
4. 交通事故防止と安全の確保に関する事

第 29 条 整美委員会は次の任務を遂行する。

1. 清掃美化に関する事
2. 環境整備に関する事

第 30 条 購買委員会は次の任務を遂行する。

1. 購買に関する事

第 31 条 図書委員会は次の任務を遂行する。

1. 図書館運営に関する事

第 32 条 保健委員会は次の任務を遂行する。

1. 保健に関する事

第 33 条 体育委員会は次の任務を遂行する。

1. 体育行事に関する事

第 34 条 文化委員会は次の任務を遂行する。

1. 錦ヶ丘の発行・文集の発行
2. 広報活動
3. 文化・文芸的行事に関する事

第 35 条 給食委員会は次の任務を遂行する。

1. 給食に関する事

第 36 条 J R C 委員会は次の任務を遂行する。

1. 校内校外における奉仕活動に関する事
2. 親善に関する事

#### 第 4 節 生徒大会

第 37 条 生徒大会は、生徒会の中で最高の決議機関であって、全会員の 3 分の 2 以上が出席すれば、いろいろなことを決めることができる。

第 38 条 生徒大会は、半期に 1 回開くことと決まりとする。ただし次の場合は、いつでも開くことができる。

1. 会員の 5 分の 1 以上の要求があったとき
2. 代表者会が必要と認めたとき
3. 学校側から要求があったとき

- 第 39 条 生徒大会では、次のようなことがらを行う。
1. 活動の計画とその経過の報告
  2. この憲章の改正
  3. 全校選挙についてのことがら
  4. この会の会計の予算の協議と決算の報告
  5. その他、この会の大切な決議を必要とすることがら

#### 第 5 節 生徒集会

第 40 条 生徒集会は、会員相互の親しさを増すために適宜開かれ、次のことがらを行う。

1. 対面式
2. 選手激励会
3. 卒業生を送る会
4. レクリエーション
5. その他のいろいろな生徒会活動

第 41 条 生徒集会は、それぞれの関係ある部門の長が会長の指示を受けて行う。この場合、外の委員会はお互いに協力し合わなければならない。

#### 第 6 節 その他の機関

第 42 条 この会の目的を成し遂げるため、学年委員会で認められれば、いつでも必要な専門の委員会や、その他の機関を臨時に作ることができる。

第 43 条 特別に作られた機関は、それぞれ細則を作ることができるが、学年委員会で認められなければならない。

### 第 4 章 会 議

第 44 条 この会の会議は、特に決められたものの他は、出席しなければならない者の 3 分の 2 以上が出席して成り立ち、出席者の半数以上の同意で決議する。

第 45 条 この会の会議には、本校の教師は誰でも出席して意見を述べるができるが、必ずその議長から発言の許可を得なければならない。

第 46 条 この会の会議は、どんな場合でも必ず公開しなければならない。しかし、会議の進行を妨げる恐れのある言動や動作があったものは、その議長が会議場から退場させることができる。特別に必要なときは、指導主任の許可を得て秘密会にすることができる。

第 47 条 この会の会議が終わったならば、その度に顧問に報告し、記録は生徒会担当教員に提出して指導を受けなければならない。

第 48 条 この会の会議は、授業に差し障りのないときに開くことを決まりとし、会議を開く前日に必ず指導主任に申し出なければならない。しかし、学校側が特別必要であると認めるときは、いつでも開くことができる。

### 第 5 章 会 計

第 49 条 この会の会計は、会員が毎月納める 100 円の会費と購買部の収益によってまかなわれる。会費は年度始めに全納してもよい。また、特別の理由がある場合は校長の許可を得て納めなくてよい。

第 50 条 この会の会計は全て、管理職の許しを受けて使わなければならない。支出は必ず会計より定められた伝票を使ってなされなければならない。

第 51 条 この会の会費は、毎月各学年毎に決められた日に学年会計係に納入する。

現金の出納は生徒会指導会計係とし、帳簿の整理等の監督をする。

第 52 条 この会のお金の出し入れについては、年度末又は次年度始めには決算報告を行い、生徒大会で認められなければならない。

第 53 条 この会の予算は、それぞれの機関が年度始めに案を立て、生徒会会計係がそれを検査して予算案を決め、生徒大会の承認を受けなければならない。

第 54 条 この会の会計についての帳簿は、会員や学校側の求めがあったときは、いつでも見せなければならない。

### 第 6 章 そ の 他

第 55 条 この憲章を加えたり、改めたり、廃止したりするには、生徒大会で半数以上が賛成しなければならない。

第 56 条 この会の年度は、学校年度に従って毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第 57 条 この憲章は、昭和 25 年 9 月 20 日から実施する。

第 58 条 この憲章を行うのに必要な附則や細則、規定を作ったり、削ったり、廃止したりするときは、それぞれの委員会が行う。

## 附則1

### 選挙準則

- 第1条 この会の役員を選び出すには、選挙管理委員会がその全部の事務を行う。
- 第2条 立候補は自薦、他薦のどちらでもよいが他薦の場合は本人が承諾しなければならない。
- 第3条 選挙責任者は告示日までに立候補の氏名、学級名、役名を管理委員長に届け出なければならない。
- 第4条 投票は役員の数があるときは単記、2名以上のときは連記とする。
- 第5条 選挙において有効得票数の最も多数を得たものをもって当選人とする。ただし、有効得票数を定数で割って4分の1以上に達しないときは決選投票を行う。
- 第6条 その他の細かいことについては、その度毎に選挙管理委員会が決める。

## 附則2

### 選挙管理委員会規定

- 第1条 選挙管理委員会は各学級の男子・女子委員長をもって構成し、互選で委員長1名、副委員長1名を決める。
- 第2条 委員会の仕事は次の通りである。
1. 公示を投票日の14日前に行う。
  2. 立候補者を受け付けてその整理をする。
  3. 選挙活動についてのいろいろな決まりを協議して皆に知らせる。
  4. 選挙広報を作って発表する。
  5. 有権者の名簿を作って皆に見せる。
  6. 選挙違反を取り締まる。
  7. その他選挙に必要な事務を行う（開票は選挙管理委員会が行う）。
- 第3条 選挙管理委員会は、公示日に立候補者の氏名をいろいろな方法で皆に知らせる。

#### 選挙に関する申し合わせ事項

1. 選挙は3月・9月の最終週に行うことを基本とする。

令和3年10月27日 23次改正